

掛川市規則第6号

掛川市ステンドグラス美術館条例施行規則をここに制定する。

平成27年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市ステンドグラス美術館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市ステンドグラス美術館条例（平成26年掛川市条例第41号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 掛川市ステンドグラス美術館（以下「美術館」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第16条第2項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める場合には、開館時間を変更することができる。

2 入館は、閉館時刻の30分前までとする。

3 指定管理者は、第1項の規定による開館時間の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(休館日)

第3条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合には、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条各項の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直後の休日以外の日）

(2) 休日（休日が2日以上連続する場合は、最初の日に限る。）の翌日（同日が日曜日、月曜日、土曜日及び休日に当たるときは、これらの日以外の直近の日）

(3) 12月28日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、前項の規定による休館日の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(公告)

第4条 市長は、条例第5条第1項の規定により美術館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

(1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(2) 管理の基準及び業務の範囲

(3) 指定をする予定期間

(4) 申請の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定の申請)

第5条 条例第16条第1項の規定による申請を行うものは、掛川市ステンドグラス美術館指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第16条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (3) 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 美術館の管理に関する業務の収支予算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定の通知)

第6条 市長は、条例第16条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、掛川市ステンドグラス美術館指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第5条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第8条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、設備又はステンドグラス等（条例第2条のステンドグラス等をいう。以下同じ。）を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 館内に飲食物を持ち込まないこと。
- (3) 火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないでステンドグラス等の模写、撮影等をしないこと。
- (5) 許可を受けないで募金、図録の販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の行う指示に反する行為をしないこと。

(使用権等の譲渡禁止)

第9条 条例第7条第1項に規定する使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）又は条例第10条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、使用又は利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、美術館の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければな

らない。条例第9条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(会長)

第11条 条例第15条第1項の掛川市ステンドグラス美術館協議会（以下「協議会」という。）に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第12条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(名誉館長)

第13条 美術館に名誉館長を置くことができる。

2 名誉館長は、美術館の運営に関し助言する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

掛川市ステンドグラス美術館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

掛川市ステンドグラス美術館の指定管理者の指定を受けたいので、掛川市ステンドグラス美術館条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）美術館の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他市長が必要と認める書類

掛川市ステンドグラス美術館指定管理者指定書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、掛川市ステンドグラス美術館条例第16条第2項の規定により、次のとおり指定したので、掛川市ステンドグラス美術館条例施行規則第6条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

（注）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、掛川市ステンドグラス美術館条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

